

一般社団法人神奈川県建物解体業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県建物解体業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、建物及び構築物の解体事業に関する調査研究を行い、解体技術の向上及び解体事業の健全な発展を図り、もって都市近代化の促進及び環境整備の推進に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)解体工法及び解体技術に関する調査研究及び指導
- (2)解体業の経営の合理化に関する調査研究及び指導
- (3)安全管理に関する調査研究及び指導
- (4)建物及び構築物の解体に関する講演会及び講習会の開催
- (5)解体用機械器具に関する調査研究
- (6)都市環境行政に対する協力
- (7)機関紙、図書及びパンフレット類の発行
- (8)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 この法人の会員は、建設業法第3条第1項に定める許可又は解体工事業者の登録を受け、神奈川県内に本店若しくは支店を有する者又は神奈川県内で解体業を行う者で、この法人の目的に賛同して入会した建物解体業者とする。

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 前条に規定する建物解体業者
- (2) 贊助会員 この法人の事業を贊助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の会員は、総会において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 会員が建設業の許可又は解体工事業者の登録を失ったとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(届出義務)

第13条 会員は、代表者の氏名・名称又は営業所の所在地に変更が生じたときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

第4章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4)定款の変更
- (5)解散及び残余財産の処分
- (6)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第17条 総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

- 2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、会長とする。会長不在の時は、副会長が議長を代行する。

(決 議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員現在数の半数以上であって、正会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)正会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更

- (4)解散
 - (5)その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。
この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第19条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第5章 役 員

(役 員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事8名以上12名以内
 - (2)監事3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名又は2名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長及び専務理事は、理事会の決議に基づき、会長が理事のうちから任命する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第29条 この法人に、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、相談役及び顧問は、理事会の決議に基づいて会長がこれを委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、名誉会長、相談役及び顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事にその通知を発しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。会長不在の時は、副会長が議長を代行する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、または記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1目に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第39条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第11章 雜則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は大森賢一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。